

令和6年度 HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の  
環境整備事業「実地研修事業」実施要領（大阪府）

1 目的

治療法の進歩により長期存命が可能となったHIV感染者・エイズ患者（以下「患者等」という。）が直面する長期療養の問題に対応するため、訪問看護・介護を行う看護師・介護員等に対し実地研修を行い、在宅しながら安心して医療・介護が受けられる環境の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体（厚生労働省委託事業受託者）

公益財団法人エイズ予防財団

3 事業内容

訪問看護師や訪問介護員等をエイズ治療中核拠点病院（2か所）に派遣し、エイズ医療に係る実地研修を行う。

4 研修実施機関

①大阪市立総合医療センター

・所在地 〒534-0021 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号  
・電話 06-6929-1221（代表）

②堺市立総合医療センター

・所在地 〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁目1番1号  
・電話 072-272-1199（代表）

5 研修期間

- ①令和7年2月12日（水）から令和7年2月14日（金） ※3日間コース  
②令和7年2月17日（月）、令和7年3月10日（月） ※1日完結（両日も同じ内容）

6 受講対象者及び募集人数

(1) 受講対象者

- ・現在、患者等への在宅看護又は在宅介護を実施している
- ・今後、患者等への在宅看護又は在宅介護の実施を予定している
- ・今後、患者等への在宅看護又は在宅介護の依頼を受けた場合、受け入れる予定にしている

大阪府内に所在する事業所等に勤務する訪問看護師・訪問介護員等

(2) 募集人数

- ①② 各5人以内 ※②は両日で5人以内

7 研修内容（変更される場合もあります）

- ①HIV感染症・エイズに関する基礎知識・技術の習得（看護支援、口腔ケア、標準予防策・血液体液暴露発生時の対応、カウンセリング、服薬指導）、メンタルヘルスやセクシュアリティの話、社会資源の紹介、外来見学や病棟回診、訪問看護ステーションスタッフとの懇談
- ②HIV感染症・エイズに関する基礎知識（症状・治療・検査等）、HIV感染対策（標準予防策・血液体液暴露発生時の対応等）、HIV感染者のケア、HIV陽性者（セクシュアリティ、薬害等）に関すること、外来見学

8 経費等（「実施研修事業事務処理要領」参照）

受講費用は無料です。

また、以下の費用について、エイズ予防財団が、予算の範囲内において負担します。

- ・研修期間の受講者代替要員費（※受講者の所属事業所に、受講者1人につき16,800円支給）
- ・受講者派遣旅費（※交通機関・自動車使用の場合に、エイズ予防財団旅費規程により受講者に支給）

9 受講者推薦方法

受講者を推薦される事業書等は、「様式1 実地研修受講者推薦票」及び「別紙(3) 実施研修受講者調書」(どちらの書類も押印不要)を、大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課 HIV・エイズ担当あてメールあるいはFAXにより提出してください(受理後、その旨をメールで通知します)。

**※提出期限 令和7年1月14日(火)**

10 受講者選定及び決定

大阪府において、受講候補者を選定し(対象者の条件に一致しているかなどを確認)、エイズ予防財団へ推薦します(応募者が多数の場合は、推薦理由等を考慮したうえで候補者を選定します)。

推薦を受けたエイズ予防財団が最終的に受講者を決定します。

なお、受講者の選定結果については、大阪府より受講者を推薦された事業所等へ通知します。

11 推薦・お問合せ先

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課 防疫グループ HIV・エイズ担当

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

電話 06-4397-3267 (直通)

FAX 06-6941-9323

E-mail [kansenshotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kansenshotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp)